

前回定例会（平成17年12月7日）以降の行政の動き

平成18年1月11日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 原子力施設のトラブルに対する国際原子力事象評価尺度（INES）の適用について（平成17年12月7日）

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会INES評価小委員会において、原子力施設で発生したトラブル（2005年7月～10月に発生した5件が対象）について、INESに基づいた評価がなされ、結果が公表された。対象中、柏崎刈羽原子力発電所については、7月3日に発生した5号機における復水器真空度低下によるタービン停止に伴う原子炉自動停止の1件で0+（安全上重要ではない事象だが、安全に影響を与え得る事象）の評価がなされた。

2. 東北電力株式会社東通原子力発電所第1号機の使用前検査合格証の交付（平成17年12月8日）

東北電力（株）東通原子力発電所第1号機に対し、営業運転開始前の最終検査である負荷検査を行った結果、技術基準への適合が確認され、同機は全ての使用前検査に合格したと認められたことから、東北電力株式会社に使用前検査合格証を交付した。

3. 実用発電用原子炉に係る平成17年度第2四半期の使用前検査及び燃料体検査の合格並びに定期検査の結果について（平成17年12月19日）

標記使用前検査（16件）及び燃料体検査（17件）の合格並びに定期検査（9件）の結果について、原子力安全委員会に報告がなされた。柏崎刈羽原子力発電所については、2号機の使用済燃料貯蔵ラックの使用前検査の合格1件と7号機の第6回定期検査（3月1日～8月2日）の結果1件の計2件が含まれる。

4. 実用発電用原子炉に係る平成17年度第2四半期の定期安全管理審査について（平成17年12月19日）

標記定期安全管理審査（13件）の結果について、原子力安全委員会に報告がなされた。

柏崎刈羽原子力発電所については、3号機の第8回定期検査における定期事業者検査と7号機の第6回定期検査における定期事業者検査の2件が審査対象に含まれ、双方ともB（定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行いうる。）の評定結果となった。

5. 東北電力株式会社女川原子力発電所において宮城県沖の地震時に取得されたデータの分析・評価及び同発電所の耐震安全性評価に関する検討結果について（平成17年12月22日）

昨年8月に発生した宮城県沖の地震において女川原子力発電所の各号機が自動停止した件に関し、東北電力（株）から保安院に対し報告がなされた（11月25日）が、その妥当性について、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会において検討した結果、その報告内容について妥当なものと評価し、かつ女川原子力発電所2号機の耐震安全性は確保されることを確認した。

（保安院HP：http://www.meti.go.jp/interface/nisa/regularly/3_announce/info.cgi?mode=content&category=1&page=957 参照）

6. 原子力安全・保安院報告書「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の充実について」に係る指示文書等の制定等（平成17年12月28日）

原子力安全・保安院は、従来の高経年化対策の検証とこれを踏まえた対策の充実について検討を行い、報告書にとりまとめた（平成17年8月）が、同報告書中で新たな施策として平成17年末を目標に定めることとされていた「高経年化対策実施ガイドライン」と「高経年化対策標準審査要領」が策定され、その他関連文書と共に公表された。

（保安院HP：http://www.meti.go.jp/interface/nisa/regularly/3_announce/info.cgi?category=1を参照のこと。関連する文書は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドライン」、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策標準審査要領（内規）」、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条の2第1項に基づく定期安全レビューの実施について」、「原子力発電所の定期事業者検査に関する解釈について」及び「電気事業法施行規則第93条の規定に基づく定期検査申請等に係る運用等について」。）

以上